

# 富士市立小中学校適正規模・適正配置基本方針（概要版）

## はじめに

これからの学校教育においては、昨今の社会情勢の変化に対応すべく、柔軟かつ効果的な教育が実施できるように、新たな教育システムの構築に向けた取組が必要であると考えています。

そのため本市では、令和6年度の市内全中学校区での実施を目標に、義務教育9年間の連続性と系統性を強く意識し、児童生徒の確かな「学び」と健やかな「育ち」を目指した小中一貫教育に取り組んでいます。

一方、全国的に少子化が進む中、本市においても児童生徒数の減少や学校規模の更なる小規模化が予想されています。

このような状況の中、本市における将来的な児童生徒数の減少や学校の小規模化を考慮すると、小中一貫教育の推進を前提とした、児童生徒にとってのより良い教育環境を整備することが、これまで以上に重要であると考えます。

そこで、富士市教育委員会では、子どもたちの豊かな学びの維持・継続のため、「富士市立小中学校適正規模等基本方針策定委員会」を設置し、学識経験者や自治会、保護者並びに小・中学校の代表者等から広く意見を聴取するとともに、今後の本市の学校教育の在り方について協議を重ね、長期的な視野を前提に、今後10年間における短中期的な「富士市立小中学校適正規模・適正配置基本方針」を策定しました。

今後は、本基本方針に基づいた学校規模・学校配置の適正化に取り組み、児童生徒にとってのより良い教育環境を整備し、教育の質の更なる充実を図ります。

なお、小中学校は教育の場であるとともに地域交流や防災の拠点でもあるため、地区のまちづくりの観点も考慮した上で、適正化を進めます。

# 1 小・中学校の現状

令和元年度の市内小学校には、全校の学級数が8学級以下(特別支援学級は除く)の学校が27校中4校存在します。さらに、その中でも6学級以下の小学校が3校あり、今後更なる児童数の減少が予想されています。

大規模な学校については、25学級以上ある学校が2校存在します。

また、中学校については、4学級以下の中学校1校を含め、全校の学級数が6学級以下の学校が市内16校中4校存在します。全体的な傾向を見ても、今後更なる生徒数の減少が予想されています。

一方で、全校の学級数が20学級を超える大規模校は2校存在します。

小学校	※ 数値は令和元年5月1日現在の児童生徒数、( )内はクラス数 ※ 0歳児から5歳児までの数値は住民基本台帳による数値							学級数
	小1年	小2年	小3年	小4年	小5年	小6年	全校	
1 大淵第二小学校※1	4 (1)	3 (1)	8 (1)	5 (1)	3 (1)	10 (1)	33 (6)	6以下
2 東小学校	5 (1)	8 (1)	13 (1)	11 (1)	14 (1)	10 (1)	61 (6)	
3 吉永第二小学校	18 (1)	23 (1)	20 (1)	24 (1)	33 (1)	17 (1)	135 (6)	
4 神戸小学校	27 (1)	39 (2)	43 (2)	21 (1)	32 (1)	32 (1)	194 (8)	7~11
5 元吉原小学校	49 (2)	56 (2)	48 (2)	41 (2)	41 (2)	45 (2)	280 (12)	12~18
6 天間小学校	68 (2)	51 (2)	41 (2)	51 (2)	47 (2)	55 (2)	313 (12)	
7 原田小学校	40 (2)	46 (2)	69 (2)	56 (2)	62 (2)	65 (2)	338 (12)	
8 富士見台小学校	46 (2)	55 (2)	58 (2)	58 (2)	53 (2)	71 (3)	341 (13)	
9 富士川第二小学校	59 (2)	50 (2)	54 (2)	61 (2)	62 (2)	60 (2)	346 (12)	
10 富士川第一小学校	72 (3)	65 (2)	62 (2)	64 (2)	54 (2)	51 (2)	368 (13)	
11 吉永第一小学校	56 (2)	63 (2)	63 (2)	61 (2)	74 (3)	53 (2)	370 (13)	
12 青葉台小学校	82 (3)	75 (3)	89 (3)	85 (3)	77 (3)	75 (3)	483 (18)	
13 岩松小学校	75 (3)	76 (3)	78 (3)	85 (3)	91 (3)	93 (3)	498 (18)	
14 吉原小学校	86 (3)	78 (3)	92 (3)	82 (3)	84 (3)	88 (3)	510 (18)	
15 富士中央小学校	90 (3)	105 (3)	81 (3)	98 (3)	79 (3)	99 (3)	552 (18)	
16 鷹岡小学校	91 (3)	96 (3)	99 (3)	106 (4)	96 (3)	96 (3)	584 (19)	19~24
17 今泉小学校	96 (3)	102 (3)	83 (3)	87 (3)	108 (4)	117 (4)	593 (20)	
18 富士第二小学校	91 (3)	105 (3)	109 (4)	94 (3)	93 (3)	116 (4)	608 (20)	
19 須津小学校	103 (3)	87 (3)	99 (3)	98 (3)	112 (4)	110 (4)	609 (20)	
20 大淵第一小学校	94 (3)	94 (3)	104 (3)	101 (3)	117 (4)	107 (4)	617 (20)	
21 伝法小学校	105 (3)	104 (3)	103 (3)	104 (3)	124 (4)	115 (4)	655 (20)	
22 岩松北小学校	124 (4)	105 (3)	100 (3)	127 (4)	128 (4)	90 (3)	674 (21)	
23 広見小学校	90 (3)	81 (3)	121 (4)	122 (4)	130 (4)	155 (5)	699 (23)	
24 田子浦小学校	113 (4)	112 (4)	106 (4)	123 (4)	101 (3)	127 (4)	682 (23)	
25 富士第一小学校	109 (4)	132 (4)	119 (4)	119 (4)	129 (4)	124 (4)	732 (24)	
26 丘小学校	108 (4)	151 (5)	128 (4)	143 (5)	144 (5)	126 (4)	800 (27)	25以上
27 富士南小学校	155 (5)	146 (5)	157 (5)	167 (5)	173 (5)	162 (5)	960 (30)	
合計	2,056 (73)	2,108 (73)	2,147 (74)	2,194 (75)	2,261 (78)	2,269 (79)	13,035 (452)	

中学校	※ 数値は令和元年5月1日現在の児童生徒数、( )内はクラス数					学級数
	中1年	中2年	中3年	全校		
1 吉原東中学校	35 (1)	32 (1)	45 (2)	112 (4)	4~6	
2 元吉原中学校	50 (2)	44 (2)	55 (2)	149 (6)		
3 富士川第二中学校	55 (2)	59 (2)	53 (2)	167 (6)		
4 富士川第一中学校	54 (2)	67 (2)	63 (2)	184 (6)	7~11	
5 吉原第三中学校	74 (3)	72 (3)	86 (3)	232 (9)		
6 大淵中学校	130 (4)	94 (3)	117 (4)	341 (11)		
7 吉原北中学校	119 (4)	110 (4)	125 (4)	354 (12)		
8 須津中学校	123 (4)	115 (4)	117 (4)	355 (12)	12~18	
9 田子浦中学校	138 (4)	133 (4)	143 (5)	414 (13)		
10 鷹岡中学校	161 (5)	160 (5)	156 (5)	477 (15)		
11 吉原第二中学校	165 (5)	186 (6)	197 (6)	548 (17)		
12 富士中学校	175 (5)	184 (6)	193 (6)	552 (17)		
13 吉原第一中学校	191 (6)	171 (5)	190 (6)	552 (17)		
14 岩松中学校	187 (6)	190 (6)	205 (6)	582 (18)	19以上	
15 岳陽中学校	253 (8)	235 (7)	243 (7)	731 (22)		
16 富士南中学校	263 (8)	218 (7)	284 (9)	765 (24)		
合計	2,173 (69)	2,070 (67)	2,272 (73)	6,515 (209)		

※1 大淵第二小学校は、3人の非常勤講師を雇用し、1・2年生、3・4年生、5・6年生で発生する複式を解消している。

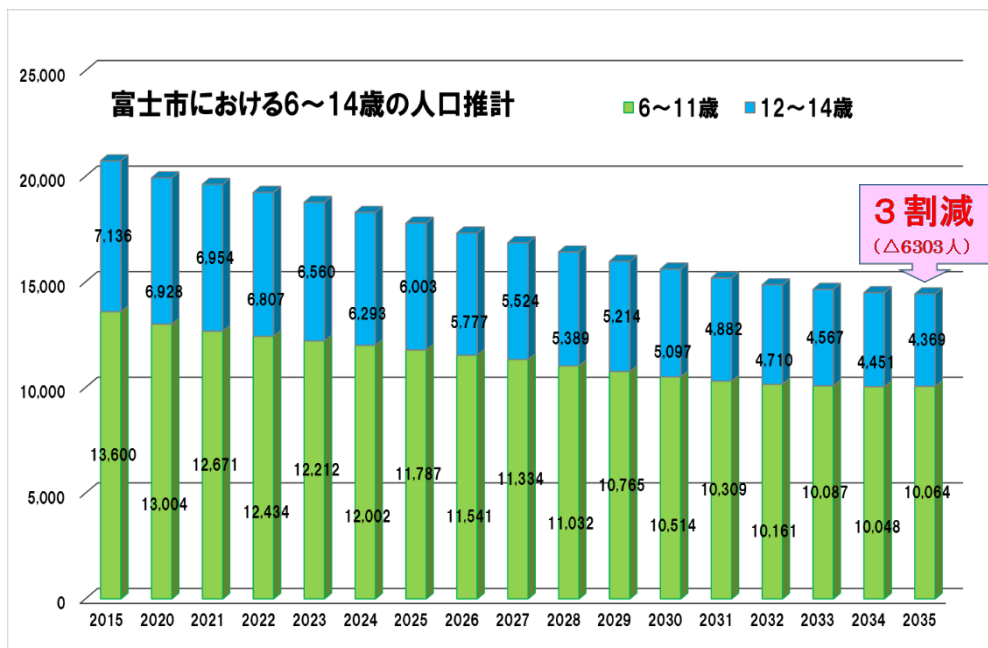
## 2 児童生徒数の推移

### (1) 全体的な傾向

市内全体の傾向として、年度毎に児童生徒数の減少が見込まれています。

2015年の調査結果から、2015年時点での富士市立小・中学校の児童生徒数は20,736人ですが、20年後の2035年には14,433人にまで減少し、2015年から3割強の児童生徒が減少することが予想されています。

そのような状況の中で、地域によっては、児童生徒数の著しい減少傾向が見られます。



※2015年は実数

※2020年以降は推計 [平成28年3月 第五次富士市総合計画 後期基本計画の中位推計より]

### (2) 中学校区ごとの傾向

今後5年間で、16の中学校区の内、6つの中学校区において5%以上の児童生徒数の減少が予想されます。

特に、田子浦中、大淵中、吉原北中、須津中校区については、減少比率が10%以上と、著しい減少が見込まれます。

### 3 国が考える望ましい学校規模と配置

#### (1) 学校規模について

国が定める学校の適正規模<sup>※1</sup>については、「小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」と規定され、この規定は中学校にも準用するとされています。

また、国の法令<sup>※2</sup>においても「学級数がおおむね 12 学級から 18 学級までであること。」と規定されています。

※1 学校教育法施行規則第 41 条、同規則第 79 条

※2 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担金等に関する法律施行令第 4 条

#### (2) 学校配置について

国庫負担金等に関する法律<sup>※3</sup>では、公立の小学校及び中学校を適正な規模にするために統合するときの条件として「通学距離が小学校にあってはおおむね 4 km 以内、中学校にあってはおおむね 6 km 以内であること。」と規定されています。

また、文部科学省が作成した手引き<sup>※4</sup>では、通学時間について、「おおむね 1 時間以内を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて 1 時間以上や 1 時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当である」とされています。

※3 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担金等に関する法律施行令第 4 条

※4 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

#### 国の示す小・中学校の適正規模・適正配置

##### (1) 小学校の適正規模

12 学級以上で 18 学級を超えない範囲(特別支援学級を除き各学年 2～3 学級)

##### (2) 中学校の適正規模

12 学級以上で 18 学級を超えない範囲(特別支援学級を除き各学年 4～6 学級)

##### (3) 小・中学校の適正配置

通学距離…小学校はおおむね 4 km 以内、中学校はおおむね 6 km 以内

通学時間…小・中学校ともに、おおむね 1 時間以内

## 4 本市における望ましい学校規模と配置条件について

近年、学校教育に対しては、児童生徒が単に教科等の知識や技能を習得するだけではなく、同年代の集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力、判断力、表現力や問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることが期待されています。また、多様な年代との交流や地域社会との関わりを通して、人間関係の広がり重視した教育活動を実践することも大切だと考えます。

そのため、このような教育を推進するためには、一定規模の児童生徒の集団が確保され、同世代の他者から学び合う機会が提供されていることや、経験年数や専門性等についてのバランスがとれた教職員集団を配置した適切な学校規模を維持すること等、児童生徒にとってのより良い教育環境を整備することが重要であると考えます。

### (1) 方針

小学校では、まず複式学級を解消するため、少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となります。また、全学年でのクラス替えを可能とし、学習活動の特質に応じて学級の枠を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置したりするためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいと考えます。

中学校についても、全学年でクラス替えを可能とし、学級の枠を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置したりするためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となります。また、各教科の教員をバランスよく配置し、学習指導の充実を図るためには、9学級以上を確保することが望ましいと考えます。

### (2) 望ましい小学校の規模

12学級以上で24学級を超えない範囲(特別支援学級を除き各学年2～4学級)

前述した通り、全学年でのクラス替えを可能とし、学習活動の特質に応じて学級の枠を超えた集団を編成することができ、同学年に複数の教員の配置を可能にするためには1学年に2学級以上（12学級以上）あることが望ましいと考えます。

また、本市においては、現在、19～24学級になる学校が3分の1以上存在することや、そのような学校でも一人当たりの校舎面積、運動場面積等は十分確保されており、「一人一人の活躍の場や機会の減少」等の大規模校のデメリットについても、現状の教育活動を見直す中で改善が可能であるため、12学級以上で24学級を超えない範囲が望ましい学校規模であると考えます。

### (3) 望ましい中学校の規模

9 学級以上で 18 学級を超えない範囲(特別支援学級を除き各学年 3～6 学級)

本市においては、現在、9～12 学級になる学校が一定数存在し、そのような学校でも全学年でクラス替えができ、同学年に複数の教員の配置がされており、望ましい教育環境が維持されているといえます。

以上のことから、各教科の教員をバランスよく配置し、学習指導の充実を図るためにも、9 学級以上で 18 学級を超えない範囲が望ましい学校規模であると考えます。

### (4) 小・中学校の配置条件

通学距離…小学校はおおむね 4 km 以内、中学校はおおむね 6 km 以内  
通学時間…小中学校ともに(徒歩、自転車、交通機関等を利用した場合を含めて)  
おおむね 1 時間以内

「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担金等に関する施行令第 4 条」及び、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に定められている通学距離と通学時間については、本市においても適正であると考えます。ただし、通学時間については、おおむね 1 時間以内とするものの、学校毎に通学環境が異なるため、児童生徒の年齢差や通学路の状況、通学方法等、多角的に検証し、各学校における安全・安心な通学時間について検討します。

### (5) 適正化の対象

全市立小・中学校において小中一貫教育を推進しながら、学校規模や学校配置の適正化を図る中で、今後 10 年間程度の短中期間において、以下のいずれかに当てはまる学校を対象に検討します。なお、対象となる学校であっても、児童生徒の教育環境、学校や地域の実情等を十分に踏まえた上で適正化を検討します。

- ・ 現在、適正規模を下回る小・中学校
- ・ 今後 10 年間程度の短中期間において、適正規模を下回る可能性が高い小・中学校  
または、適正規模を上回り続ける可能性が高い小・中学校

## 5 具体的な方向性

児童生徒の減少にともない、子ども同士の学び合いや、切磋琢磨し合う場を適切に提供することが難しく、児童生徒の豊かな学びの継続・維持が困難であると考えられる学校については、学校の実情や近隣の学校との相互関係を考慮し、適切な教育環境の整備を目指した再編計画の検討を進めます。

またその際は、「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえ、保護者や地域住民との十分な協議を重ね、理解と協力を得ながら進めます。

〈学校規模の適正化の検討が必要な学校について〉

- 現在、複式学級の対象となっている学校、及び、単学級が存在する中学校については、保護者や地域住民の意見を聞く機会を設けるとともに、早急に話し合いの場を設定し、学校や保護者、地域住民との協議を十分に図りながら、適正化の検討を進めます。
- 数年後、複式学級の対象となる可能性の高い小学校、及び、単学級が存在する可能性の高い中学校、または、現時点で単学級が存在する小学校については、保護者や地域住民の意見を聞く機会を設けるとともに、できるだけ早い時期に話し合いの場を設定し、学校や保護者、地域住民との協議を十分に図りながら、適正化の検討を進めます。

〈学校再配置の検討の余地がある学校について〉

- 児童生徒数が減少し、数年後に単学級の発生が予想される小学校については、保護者や地域住民の意見を聞く機会を設けるとともに、順次、再配置の検討を進めます。
- 小規模な学校が複数近接する地域や学校の一体化により、これまで以上に教育効果が高まると考えられる地域については、より積極的に再配置の検討を進めます。
- 現時点で適正規模の上限を超えている小・中学校、及び、児童生徒数の急激な増加により、既存の学校施設が不足することが見込まれる小・中学校においては、今後の児童生徒数の推移を注視しつつ、学校施設の増改築をはじめ、学区の再編等、様々な角度から検証・検討し、教育環境の充実に努めます。

## 6 適正化の推進にあたって配慮すべき点等

適正化を推進するにあたっては、児童生徒の最善の利益と地域コミュニティの拠点としての役割を最大限に考慮した上で、以下の点について配慮します。

- 学校配置の適正化にあたっては、本市の各種政策を推進するための方針や計画との整合や連携を図り、その理念に沿った学校配置の適正化を進めます。
- 登下校に関しては、通学路の安全性に十分配慮するとともに、学校をはじめ保護者や地域住民、関係機関との調整を図り、安全な通学方法の確保についての検討を進めます。
- 適正化により児童生徒の通学距離や通学時間が一定条件を超えた場合は、「富士市遠距離通学児童生徒通学費補助事業」に基づき、通学費の援助を検討します。
- 適正化後、活用する施設については、効率的な施設運営等の様々な観点から検討し、施設の長寿命化や施設一体型の校舎改築等、教育環境の充実に努めます。
- 学校配置の適正化に伴い、避難所等の一部または全部に変更が生じる可能性があることから、地域防災力の維持に配慮し、地域住民と十分な協議をしながら検討します。

## 7 基本方針策定後のスケジュール

- 「富士市立小中学校適正規模・適正配置基本方針」の策定  
※富士市の実情を踏まえた望ましい学校規模についての基本方針の策定



- 「富士市立小中学校適正規模・適正配置基本方針」説明会の実施  
※学校区ごとに基本方針に関する説明会を実施



- 「(仮称) ○○学校区の教育を考える会」の設置  
※早急に検討が必要な学校区に、学校・保護者・地域から成る組織を設置し、本市の現状についての説明、及び今後の具体策について検討